

消費者の皆様へ

機能性が表示されている食品を購入する際は、**キャッチコピー**だけでなく、**パッケージの表示**をしっかりと確認しましょう！

パッケージの内容をよく見て選びたいわ！



機能性が表示されている食品の**パッケージ上の主な記載内容**

- ① 特定保健用食品、栄養機能食品又は機能性表示食品である旨
- ② 機能性の内容
- ③ 1日当たりの摂取目安量
- ④ 摂取する上での注意事項

こちらに注目！

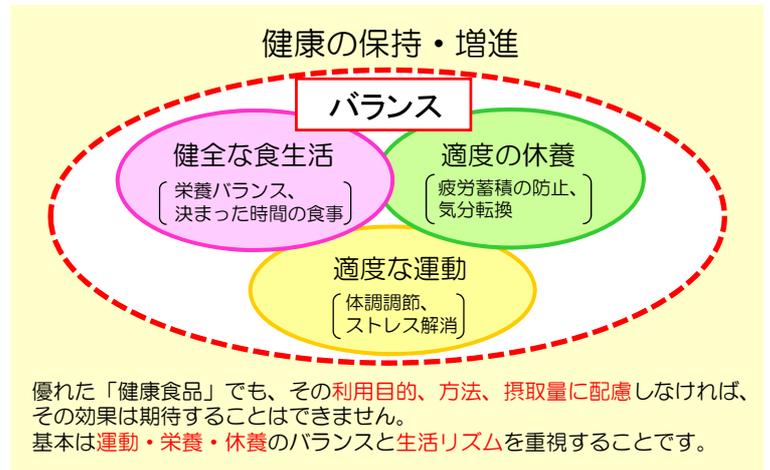
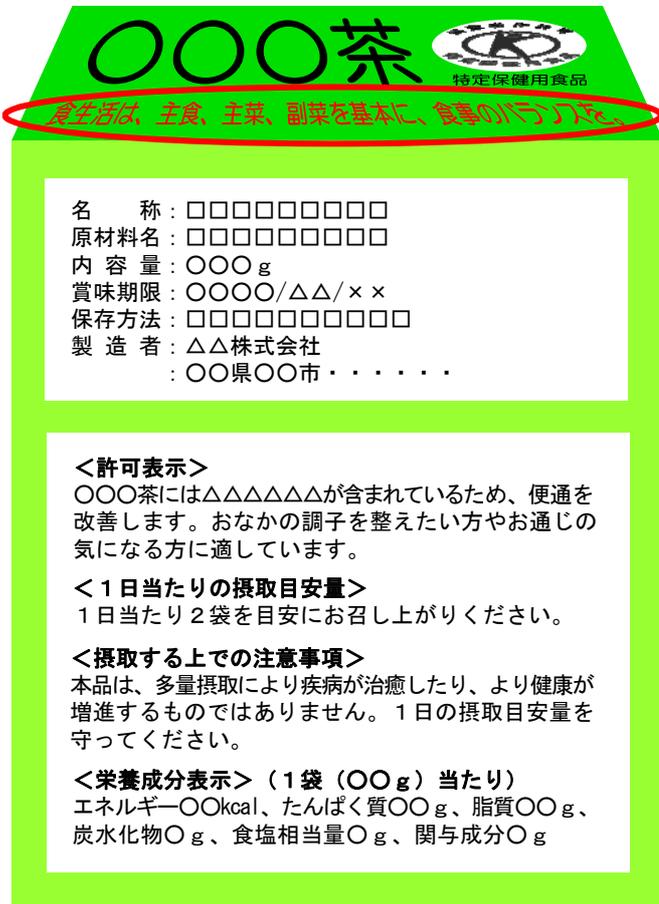
機能性が表示されている食品について



	特定保健用食品	栄養機能食品	機能性表示食品
認証方式	国による個別許可	自己認証 (国への届出不要)	自己認証 (販売前に国への届出が必要)
対象成分	体の中で成分がどのように働いているか、という仕組みが明らかになっている成分	ビタミン13種類 ミネラル6種類 脂肪酸1種類	体の中で成分がどのように働いているか、という仕組みが明らかになっている成分(栄養成分を除く。)
可能な機能性表示	健康の維持、増進に役立つ、又は適する旨を表示(疾病リスクの低減に資する旨を含む。) 〔例：糖の吸収を穏やかにします。〕	栄養成分の機能の表示(国が定める定型文) 〔例：カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。〕	健康の維持、増進に役立つ、又は適する旨を表示(疾病リスクの低減に資する旨を除く。) 〔例：Aが含まれ、Bの機能があることが報告されています。〕
マーク		なし	なし

保健機能食品は**バランスのとれた食生活**とともに利用しましょう。

トクホ、機能性表示食品、栄養機能食品のパッケージには「**食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。**」と書かれています。まずは、御自身の食生活を振り返ってみましょう。



参考1 消費者庁がトクホや機能性表示食品の広告上で最低限記載を勧める事項

	特定保健用食品	機能性表示食品
○消費者に誤認を与えないための項目	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健用食品である旨の表示 許可マークと許可表示（省略する場合は誤認されないよう十分留意する。） 国（消費者庁）により個別に許可を受けた旨の表示 	<ul style="list-style-type: none"> 機能性表示食品である旨の表示 届出表示（省略する場合は誤認されないよう十分留意する。） 国（消費者庁）による評価を受けたものではない旨の表示
○正しく食品を利用するための項目	<ul style="list-style-type: none"> バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言の表示 治療薬でない旨の表示 	<ul style="list-style-type: none"> バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言の表示 疾病の診断、治療、予防を目的としたものでない旨の表示

参考2 保健機能食品の表示等に関する情報提供

消費者庁では、保健機能食品の制度、許可・届出等に関する情報や健康食品に関する公的機関等の信頼できる情報提供サイト（健康や栄養に関する表示の制度について）を紹介しています。

○消費者庁ウェブサイト <http://www.caa.go.jp/foods/index4.html>

食品表示の違反が疑われる情報をお持ちでしたら、最寄りの都道府県（保健所を含む。）のほか、消費者庁まで御連絡ください。 担当：消費者庁表示対策課食品表示対策室 電話：03-3507-8800（代表）